

Title	童殿上の成立と変容：王權と家と子ども(下)
Sub Title	The origin and evolution of the "warabe tenjo" : royal power and "ie" and children
Author	服藤, 早苗(Fukutou, Sanae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.1 (1997. 9) ,p.77- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 童殿上の成立と変容—王権と家と子ども(下)

服 藤 早 苗

## 第二章 殿上童の実態

### 第一節 殿上童の昇殿儀次第

この章では、主として十一世紀中頃までの、昇殿を許され、日給簡が付され、天皇の童側近として侍奉する特權的童である殿上童たちの具体的規定や手続き、資格等を、史料に即し考究したい。まずは、具体的手続きの検討である。

#### ①名簿奉呈

序章では、七歳の鶴君（頼通）が昇殿を許されたことをみたが、寛弘三年（一〇〇六）三月十六日、藤原行成の日記『権記』にも次のような記事がみえる。

今日、犬殿上せしむ。辰剋藏人右中弁（経通）来臨

し、名簿を奏すべきことを示す。弁参内す。暫くして名簿を書き、之を弁の許に送る（実經年九）。三位中将（兼隆）入座す。右弁來りて云わく、名簿を奏し了りぬ。大和前守（景春）をして理髪せしむ。

□小舎人豊延來りて召す。両に盃を勧めしめ、祿の疋絹、仕人には布を給う。新中将過られ、主殿助景能率いて参内す。右中弁これを簡に付す。

犬とは、九歳の実質的長男実経の幼名である。<sup>(1)</sup>まず右中弁の藤原経通が行成の家にやつてきて、「名簿奏」を示す。行成は（犬の）名簿を書き、右中弁に送る。右中弁が再度来臨し、名簿奏の完了を知らせる。童は理髪し参内の用意を整える。小舎人の豊延が仕人を従えやつて來たので、酒肴でもてなし禄を与える。その後主殿助景能が（犬を）連れて参内する。右中弁は（名簿を）簡に付

す。これが行成の息実經童殿上儀次第であった。

藏人弁が名簿提出催促を伝える前提には、天皇あるいは摂関により童殿上の許可が出された故と思われるが、父や養父から童の名簿が提出された後、許可が検討される場合もあった。道綱養子兼綱の童殿上は長徳三年（九九七）七月三十日に行われたが、まず童名簿が道綱から藏人頭行成に出されたので、その由が藤原道長に伝えられ、「早く奏すべき也」との道長の仰せを得て、天皇に名簿が奏され、天皇は「昇殿を聽すべき」と仰せている。

また、公任の場合も同様で、「早朝左衛門督（公任）來たりて、子の童殿上の名簿を付す、廣業を以て奏せしむ」と『御堂関白記』にみえ、公任が息定頼の童殿上名簿を道長に提出し、そこから藏人廣業によつて天皇に奏されている。

さて、許可が出されると、名簿が作成される。<sup>(5)</sup>頼通の名簿は序章に記したように

蔭孫藤原頼通、

故前太政大臣<sup>(6)</sup>□<sub>(孫力)</sub>

長徳四年月日

と書かれていた。「蔭孫」と書かれており、祖父との関係で昇殿が聽されることに注目しておきたいが、名簿の

蔭子藤原朝臣師長  
入道前太政大臣子、

久安五年十月十六日<sup>(9)</sup>

書式について、蔭を書くべきかどうか議論になることもあつた。寛弘三年（一〇〇六）十一月二十日、左兵衛督藤原懷平の息經任が七歳で昇殿を許された際、「无位藤原朝臣經任」と注した名簿に疑義を挟んだ行成は、

件の名簿先例にあらず。よりて武衛（実資）に問うに、左金吾（公任）の説と答うる也。童には蔭は書かずと云々。宅に還り、旧宣旨を見るに、童は位を書かず、ただし蔭は書くなり。近きは即ち彼の一家高遠、実資、懷平卿童殿上名簿ならびに公任名簿皆蔭を書く、況や他門人は皆書く也

と記している。先の兼綱の場合も、「右大將（道綱）、蔭孫兼綱の名簿を被り」と「蔭孫」と記しており、本来的には位階授与の資格がない童ゆえに、「无位」ではなく、「蔭孫」と祖父との関係が重要だつたのであろう。ただし父（養父）の官職を明記する場合もあつた。時代は降るが、久安五年（一一四九）十月十六日、頼長次男師長が内や院等の五カ所から昇殿を許されたが、その名簿は、次の書式であつた。

蔭子藤原朝臣師長

師長は祖父忠実の養子になつていていたからであるが、翌年正月一日の三男隆長の名簿は、

蔭子藤原朝臣隆長

左大臣子

久安六年正月一日<sup>(10)</sup>

と、左大臣頼長の子として記載されている。この名簿の肩書きは童殿上の資格とも関連するが、その点については次節で検討したい。

童の父や養父から献じられた名簿は、蔵人に提出され、蔵人弁から天皇に奏上される。すなわち、名簿奉呈である。頼通の場合には、蔵人頭行成から天皇に奏上された。童殿上名簿の初見史料は、天暦二年（九四八）三月二十日の在衡息の童昇殿時である。

按察中納言（在衡）息童昇殿す。名簿を申し給うと云々<sup>(11)</sup>

この殿上童の名前は不明だが、十世紀中期にすでに童殿上名簿が見えることから、童殿上制の成立と同時に名簿奉呈が始まったのではないかと推察しておきたい。名簿奉呈は、主と奉呈者との間の主従関係を象徴するものであり、中世社会では頻繁であった。<sup>(12)</sup>

名簿奏上により正式に童昇殿が聽されると、名簿が蔵

人から出納に下され（頼通の史料）、宣旨が作成される。童殿上の場合も、昇殿人と同じように宣旨が出された。

『侍中群要』卷九には次のように記述されている。

凡昇殿を聽される者、別当奉勅し、蔵人宣伝し、頭即ち宣旨を書く。しかる後に慶賀を奏せしめ、拝舞し昇殿す。即ち以て簡に付す。小舎人の宣旨は、別當必ずしも之を奉ぜず、慶賀は奏せず<sup>(13)</sup>

この条には、『天暦蔵人式』と推定されている「式」の頭注があり、小舎人は、昇殿を聽される小舎人であるから、第一章で検討したように「殿上童||小舎人」と解してよく、とすると小舎人にも宣旨が出されたことになる。『西宮記』臨時雜宣旨では、

蔵人頭以下の事、所の別當御前において之を定め、蔵人に下し、蔵人は出納に仰せ、宣旨を書き続ぐ  
〔旧例、宣旨を左近陣に下す。或いは内侍宣〕。殿上人、之に同じ。童は名簿を以て下賜す。其の身参入の日、簡に付す。<sup>(15)</sup>

この童は殿上人と同格の、昇殿を聽された殿上童であるが、宣旨は作成されず、名簿が蔵人に下されるだけとなつているようにも思える。たしかに、頼通の場合も、他の童昇殿の場合も宣旨が作成されたとの記述はない。

しかし、先の兼綱の場合、

即ち出納允政に下し、例により宣旨を書き、即ち加署しおわりぬ。<sup>(16)</sup>

とあり、宣旨が作成されている。また、前述の行成が先例を調べた際には、「旧宣旨」とあり、かつての童殿上宣旨がファイルされていた。<sup>(17)</sup> この宣旨が正式な童殿上勅許といえよう。

なお、童殿上が許されるもう一つの場合がある。算賀や供養等に際して、天皇御前で童舞を舞う童に昇殿が許される場合である。延喜四年（九〇四）三月二十六日、仁和寺内堂院で、宇多法皇による供養が行われた。それに先立ち、二十四日、内裏において試楽があり、大納言国経の子が陵王を舞い、中納言有穂の子が納蘇利を舞つた。

大臣（源光）奏す。此の両舞童、宜しく昇殿を聽されるべし。勅、請いに依れ。大臣即ち両父に仰せ、殿庭に拝舞せしむ。侍臣禄を持ち之に給う。

天皇御前で童舞を舞う童には童殿上が聽されたが、その初見史料である。<sup>(19)</sup> 名簿が奉呈されたかどうか記述はなく、大臣によつて童殿上申請が口頭で奏上され、聽された例である。<sup>(20)</sup> ただし、後に名簿献上、宣旨作成過程は想定さ

れる。

昇殿許可の宣旨が出されると、このことを正式に持参する使者が行成の家にもやつてきた小舎人である。蔵人補任されたり、昇殿が許可されたとき、出納が宣旨を書き、左近陣に給い、御蔵小舎人一人と下部一人が召遣わされ参内が命じられ、「只今参入の由申せしむ。酒肴、禄（疋絹 近代不定）<sup>(21)</sup>」と御蔵小舎人や供人には禄が与えられ、酒肴のもてなしを受けるが、殿上童の場合も同様であつた事が実経の例等からわかる。

さて、使者小舎人の来訪により殿上を許された童は、童装束を着け参内する。

其の身参上の日、蔵人簡に付す。慶は奏さず。或いは父祖殿上に候すれば、相替わりて慶を奏せしむと云々。<sup>(22)</sup>

先の頼通の場合も、実経も、名簿が奉呈された同日、殿上を聽された童が参内し、蔵人によって名簿が日給簡に付されている。しかし、名簿が献じられても本人が参内しない場合は簡に付されなかつた。行成の息男良経の名簿は、寛弘八年（一〇一一）六月十三日、内と東宮に献じられた。

鷗院児名簿二通を書き、一を左府に献じ東宮の簡に

付せしめ、一を頭弁に付し内の簡に付す。（中略）、

内裏に献じる名簿は簡に付さず、八月十一日に之を付す、本意無き事也<sup>(23)</sup>

この日東宮の簡には付されたが、内の簡に付すのは八月十一日となつた。これは六月十三日に一条天皇が讓位し三条天皇が即位したためである。

件童は六月十一日著簡の為に名簿を以て内と東宮に献ぜしむ。東宮は即日簡に付す。内は今月十一日に付すと云々。理須く宮は初め札に付さず、初参を待ちて之に付す也<sup>(24)</sup>。

とあり、八月十一日、三条天皇が東三條院より新造成つた内裏へ移つた日に簡に付されている。この日は三条天皇の昇殿人が決められているので、その際童の昇殿人である殿上童も決められ、正式に日給簡に付されたのである<sup>(25)</sup>。童の場合は、内裏への初参以後簡に付すとの規定は、儀式書等に見え、また実際の初参例も多い<sup>(26)</sup>。

## ②日給簡

殿上童の日給簡は、前述の『西宮記』等の十世紀中期史料からみえる。日給簡は、殿上の間が設けられ、昇殿制が整備された宇多朝からだらうと推察されているから、<sup>(27)</sup>童殿上の日給簡も殿上制が成立したと推測される宇多朝

に設置されたと思われる。

ところで、殿上童の日給簡の序列について興味深い史料がある。長元八年（一〇三五）五月十六日、関白頼通の賀陽院水閣において、歌合が行われた。後述するよう<sup>(28)</sup>に歌合には殿上童が参加し、重要な役割を果たし、なおかつ歌合に彩りを添えていたが、この歌合も準備過程で殿上童が左右に分けられたことになつた。五月四日、関白第において歌合に参加する方人が左右に分けられた。その後、以下のような会話がなされている。

頭弁（經輔）進み申して云わく、殿上人を分かつ時、先例は皆童を分かつ、この度然らざるは如何、就中若君は右（左カ）方が然るべき也。その故は非藏人右に有り、簡一に付し給うにより、左に給うべき也、と者り。右中宮權亮（兼房）即ち進み申して云わく、簡一は東宮亮行任朝臣の子也、若君は二也。しかば、男は己に脇次に任せ分けられ、童は何ぞその次第に違うやと云々。弁申して云わく、二に付し奉るは失也、法家の申す如くんば、一に付し奉るべき也。仰せて云わく、両方の申すところは、共に理を得ると云うなり、後に一定すべきと云々。

長男道房をどちらの方人にするかが議論されたが、その際、簡一か二かの議論がなされたのである。この議論は『賀陽院水閣歌合』にもあり、

経輔朝臣、賢郎を方人に為すべき由を進みて申す。

この間、右方申して云わく、簡次第に依り定め仰せられるべきかと者り。理非相分れ、許不未だ明らかならず<sup>(29)</sup>

と記されている。経輔は、「簡の一一番に付すべき道房は左方」と主張し、兼房は「実際の日給簡の順番通り先ず一を左に、二番を右にと分けるべきで、二番の道房は右方であるべきだ」と主張したのである。関白息男を左右が取り合つたのは、権威の象徴としてであろう。家柄が童の価値まで規定している時代背景が見て取れるが、それはさておき、結局は天皇の仰せによつて、五月九日に小舎人の左右組分けが決定され、道房は左方になつた。右方君達が来向されて云わく、殿の若君、勅により、左方に給い了りぬ、と云々、これを如何せん。<sup>(30)</sup>

九日蔵人藤原貞章を里第に遣わし、藤原道房を左方人と為すべきの由を仰せらる。又自余の小舎人を相

分け、左右に賜うべきなり 〔左、源高房。平經章。〕

藤原範定。右源行家、藤原兼宗。源頼綱。勅定に從

うべきの状奏達了りぬ、と者り。<sup>(32)</sup>

藤原道房は、源憲定二女との間に誕生した、待望の長男で、当時十一歳だった。残念ながら、左右の小舎人には他の史料との異同があり、しかも年齢が判明する人物は一人もいない。したがつて、日給簡の順番は推測できないが、殿上童に任じられた順序による序列と、摂関の子息を最前列に位置する序列との拮抗があり、結局、後者の家柄主義が天皇によつて決定されたことが判明するのである。序列について二つの意見が存在すること自体、当初から家柄主義序列ではなく、新しく台頭してきたイデオロギーということができ、童殿上成立当初は、むしろ「任の臘次」による序列だつたと推断できよう。

以後、任順に関係なく摂関家嫡男は、殿上童日給簡の最前列に付された。康和五年（一一〇三）十二月九日、忠実嫡男威徳に七歳で昇殿が聽され、大江匡房によつて撰進された名前から一家親族の評議のもとに忠通と決定し、名簿作成、参内、日給簡付与等の一連の儀礼が行われたことが詳細に判明する。その際、日給簡について次のような記述が見える。

五位蔵人為隆簡に付す 〔他の童の上に付す〕<sup>(35)</sup>  
蔵人中宮大進為隆、簡に就かしむ 〔封しおわり披袋

を重ね簡に付し、殿上童の上に付し申す<sup>(36)</sup>

と、すでに任じられている殿上童の上に付していることが伺える。十一世紀中期以降、童殿上にも家格主義が徹底したことが名簿順位から明らかになる。

さて、日給簡の名の下には、成人殿上人と同様に、放紙が貼られ、上日<sup>(37)</sup>が記録され、翌月の朔日には月奏として奏上されていた。少し時代が降るが、長治三年（一一〇六）正月一日、藏人頭が奉じる殿上月奏には、藏人頭を筆頭に四十七名の藏人や昇殿人の前年十二月の上日が記載されているが、最後尾には、

小舎人蔭孫藤原忠通 上日夜无 夜无<sup>(38)</sup>

と、殿上童だった忠通の上日が記されている。先に見たように、日給簡付与の際、わざわざ他の殿上童の最前列に付すと明記されていることからして、他にも殿上童が存在したと推察されるのに、月奏には忠通しか記されていない。（なお、藏人所に所属し、出納の下で雜用を担当する小舎人は、殿上童とは呼ばないので、検討外である）。このことは、従来は全殿上童の上日夜奏がなされたのに、十二世紀初頭の院政期には摂関嫡男だけになつたのか、従来から摂関嫡男だけが月奏の対象だったのか、両者の可能性が考えられるが、決定するに確たることは、すでに任じられている殿上童の上に付していること

史料はない。ただ、家格主義が後発のイデオロギーと推測されることからして、後者の可能性が強いことを指摘しておくに留めたい。

以上、童昇殿の手続きを検討したが、

童昇殿の許可→名簿作成・奉呈→藏人弁奏→勅許→藏人弁→出納→宣旨→小舎人使者→童参内→日給簡付与

という手続きによつて童殿上が許可され、以後童は殿上童として殿上の間に伺候し得たのである。

## 第二節 殿上童の資格

では、殿上の間に伺候を聽される殿上童とは、どの様な階層の子どもたちであろうか。この節では殿上童の資格を検討する事にしたい。

表は十一世紀中期までの殿上童の一覧表である。小舎人の場合は、殿上童としての小舎人であると推断し得る者だけを摘記した。<sup>(40)</sup>又、父の位階、役職は童史料時を主として表示したが、祖父の場合は最終役職を主とした。この表から知られるのは、まず、童昇殿の際に作成された名簿の記載事項であつた蔭孫がほとんどを占めていることである。蔭孫とは、祖父の蔭によって出身する官人

表 I

童の名前	父の名前	祖父の名前	年齢	童殿上史料年月日	行事	史料
藤原繁時	従五上弘蔭	参議家宗	不明	0888仁和 4. 頃	内裏菊合	平安朝歌合大成
小立君	不明	不明	不明	0888仁和 4. 頃	内裏菊合	平安朝歌合大成
藤原忠平	太政大臣基経	贈太政大臣長良	10歳	0889寛平 1. 4. 19	殿上賭射	宇多天皇日記
源敏相	不明	人康親王	不明	0889寛平 1. 4. 19	殿上賭射	宇多天皇日記
藤原有穂子	中納言有穂	従五上直道	不明	0902延喜 4. 3. 24	宇多院仁和寺供養	扶桑略記・西宮記
藤原国経子	大納言国経	贈太政大臣長良	不明	0904延喜 4. 3. 24	宇多院仁和寺供養	扶桑略記・西宮記
源藏俊	不明	不明	不明	0916延喜 16. 7. 7	庚申	西宮記
源相平	参議当時	右大臣能有	不明	0916延喜 16. 7. 7	庚申	西宮記
藤原敦忠	故左大臣時平	太政大臣基経	12歳	0917延喜 17. 2. 15	聽昇殿	西宮記
藤原近光	参議玄上	中納言諸葛	不明	0919延喜 19. 頃		新儀式
源兼光	不明	不明	不明	0926延長 4. 3. 26	殿上賭射	西宮記
平忠孝	平希世	雅望王一本康親王	不明	0926延長 4. 3. 6	殿上賭射	西宮記
藤原伊衡子	左近衛中将伊衡	中納言長谷雄	不明	0928延長 6. 8. 9	東宮童相撲	扶桑略記
今阿子	右衛門督恒佐	左大臣良世	不明	0929延長 7. 1. 14	男踏歌	河海抄・李部王記
菖蒲町	従五上平貞文	従四上平好風	不明	0929延長 7. 1. 14	男踏歌	河海抄
源重信	敦実親王	宇多天皇	13歳	0934承平 4. 12. 28		公卿補任
藤原兼家	中納言師輔	摂政忠平	10歳	0938天慶 1.		公卿補任
在衡息	中納言在衡	従五下有頼	不明	0948天暦 2. 3. 20		貞信公記
藤原高光	右大臣師輔	関白忠平	10歳	0948天暦 2. 8. 19		九暦・三十六人歌仙伝
藤原為光	右大臣師輔	関白忠平	10歳	0953天暦 5. 1. 5		九暦
橘如信	右衛門佐公輔	不明	不明	0953天暦 7. 10. 28	内裏菊合	歌合大成・九条殿記
藤原佐理	左大臣実頼	関白太政大臣忠平	不明	0954天暦 8年前後		重之集
藤原伊尹子	参議伊尹	右大臣師輔	不明	0957天徳 1. 4. 22	師輔五十算賀	記略
藤原為義	元輔	右大臣顕忠	不明 1	0960天徳 4. 3. 30	内裏歌合	殿上日記

藤原義理	不明	不明	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原保命	不明	不明	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原実明	不明	不明	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原朝光	従四下兼通	右大臣師輔	10歳	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原実正	右大臣顯忠	左大臣時平	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原延正	従五下安親	従四上中正	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
平 保遠	時経	従五上貞文	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原景舒	国章	参議元名	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原宣頼	不明	不明	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原道隆	少納言兼家	右大臣師輔	8歳	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原時光	従四下兼通	右大臣師輔	13歳	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原元明	不明	不明	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
源時明	従四下仲舒	正五下当季	不明	0960天徳 4. 3.30	内裏歌合	殿上日記
藤原朝光	従四下兼通	右大臣師輔	11歳	0961応和 1.	駒牽	公卿補任
藤原実正	右大臣顯忠	左大臣時平	不明	0961応和 1. 8.24		西宮記
三善興光	淨藏	参議清行	不明	0962応和 2. 8.16	相撲	西宮記
藤原景舒	国章	参議元名	不明	0963応和3閏12. 2	御仏名	西宮記引所村上日記
藤原実資	斎敏・養父実頼	左大臣実頼	10歳	0966康和 3.10. 1	臨時奏楽	西宮記・古今著聞集
藤原親光	従四下兼通	右大臣師輔	不明	0966康和 3.10. 7	臨時奏楽	西宮記
藤原正光	正四下兼通	右大臣師輔	13歳	0969安和 2. 8.13		公卿補任
藤原道綱	摂政兼家	右大臣師輔	15歳	0969安和 2. 8.13		公卿補任
藤原道綱	摂政兼家	右大臣師輔	16歳	0970天禄 1. 3.15	内裏賭射	蜻蛉日記・日本紀略
藤原中清	為雅	参議文範	不明	0970天禄 1. 3.15	内裏賭弓	蜻蛉日記・日本紀略
藤原?金剛	河内守景斉	従三位国章	不明	0993正暦 4. 3.29	殿上賭弓	小右記
藤原?	摂津守為頼	従五位下雅正	不明	0993正暦 4. 3.29	殿上賭弓	小右記
藤原兼綱	兼通・道綱養子	摂政兼家	11歳	0997長徳 3. 7.30		權記

藤原頼通	左大臣道長	摶政兼家	7歳	0998長徳 4.11.19		権記・小右記
藤原忠経	道頼・養父道長	摶政兼家	不明	0999長保 1.8.2		御堂
藤原兼経	大納言道綱	摶政兼家	7歳	1006寛弘 3.1.11		御堂・小右記
藤原経任	参議懷平	参議齊敏	7歳	1006寛弘 3.11.20		権記
藤原実経	参議行成	從五下義孝	9歳	1006寛弘 3.3.16		権記
藤原定頼	参議公任	太政大臣頼忠	16歳	1007寛弘 4.12.10		御堂
藤原良経	権中納言行成	從五下義孝	不明	1011寛弘 8.6.11		権記
藤原兼頼	権大納言頼宗	関白道長	10歳	1023治安 3.10.13		小右記・権記・左経記・栄
藤原経季	参議経通	参議懷平	14歳	1023治安 3.9.12		小右記・権記・左経記・栄
藤原信家	内大臣教通	関白道長	8歳	1025万寿 2.3.23		小右記
藤原範永息	正四下範永	正四下中清	不明	1033長元 6.11.29		小右記
大江定経息	正四位下定経	從四下清通	不明	1033長元 6.11.29		小右記
藤原兼宗	大納言道綱	摶政兼家	不明	1035長元 8.5.16	歌合	高陽院水閣歌合・栄花
源頼綱	正四下頼国	正四下頼光	不明	1035長元 8.5.16	歌合	高陽院水閣歌合・栄花
源行家	基任	從四下高雅	不明	1035長元 8.5.16	歌合	高陽院水閣歌合・栄花
平経章	前甲斐守範国	行義	不明	1035長元 8.5.16	歌合	高陽院水閣歌合・栄花
源高房	行任	從四高雅	不明	1035長元 8.5.16	歌合	栄華・類從歌合・栄花
藤原通房	関白左大臣頼通	関白道長	11歳	1035長元 8.5.16	歌合	賀陽院水閣歌合・小右記
藤原範定	正四下範永	正四下中清	不明	1035長元 8.5.16	歌合	高陽院水閣歌合・栄花
藤原敦敏	実頼	太政大臣忠平	不明	不明		西宮記
藤原佐理	実頼	太政大臣忠平	不明	不明		重之集
藤原高遠	参議齊敏	摶政実頼	不明	不明		権記
藤原懷平	参議齊敏	摶政実頼	不明	不明		権記
藤原公任	頼忠	摶政実頼	不明	不明		権記

であるが、律令の蔭位規定では三位以上の孫が基本的に祖父の蔭位を得られたが、延暦十九年（八〇〇）四月十日の官奏によつて、四位まで蔭位を得られることになつた。<sup>(41)</sup> 後の『江家次第』でも四位までの孫が蔭孫の中に入つてゐる。<sup>(42)</sup> 童殿上に際して献上された名簿に蔭孫の文言が多く見られたのもその為であろう。十歳前後の童にとって、三十歳前後の若い父の位階より、祖父の位階が高い場合多かつたから、父の蔭位を継承するより祖父の蔭位を利用する方が当然有利であり、従つて蔭孫を書くことの方が一般的だつたのであろう。

蔭孫ではない童、すなわち四位以上の孫以外は、父が四位以上の場合がほとんどである。延喜四年（九〇四）三月二十四日、天皇の前で童舞を舞つたのは、「大納言國經朝臣之子舞陵王、中納言有穂朝臣之子舞納蘇利」とあつた。<sup>(43)</sup> 大納言國經の父は贈太政大臣長良であるから、國經の子は蔭孫であるが、中納言有穂の父は従五位上直道であり、従つて有穂の息子は蔭孫ではない。<sup>(44)</sup> この二人の童は前節で述べたように昇殿を聽されており殿上童である。有穂息の場合は、蔭孫とは記載できないはずであるから、父従三位中納言の「蔭子」と名簿に記載したと思われる。<sup>(45)</sup> 天徳四年（九六〇）三月三十日、天徳歌合に

参加した殿上童源時明の場合は、父が従四位上源仲舒であり、祖父は正五位下源当季である。<sup>(46)</sup> この場合も名簿記載は父の蔭子だつたと思われる。<sup>(47)</sup>

以上、昇殿を聽される殿上童の階層は、祖父が四位以上だつた蔭孫か、もしくは父が主として四位以上の蔭子といえよう。かかる階層は、殿上の間への伺候が許された殿上人に重なる。すなわち、殿上童は、天皇側近として奉仕し、公卿の予備軍でもあつた殿上人の子弟のみに聽された特権だつたと思われる。これは、九世紀の五位クラスの文人官僚の子弟が元服以前から天皇に侍奉していたのと大きく相違する点である。十世紀以降、中下級官人層の子どもは、幼少から公卿層への道程を断ち切られていたのである。まさに、貴族層としての家格形成過程における第一段階であつた。子どもの貴族化である。

さて、では蔭孫と蔭子であれば、全ての童に昇殿が聽されたのであろうか。

寛仁三年（一〇一九）二月十六日、藤原資平息資基の元服儀が資平宅において行われたが、前日資平が実資のもとに来訪し、以下のように述べている。

左中弁経通・資平元服の時、行成卿藏人頭たるに蜜々御冠を下し送るなり。彼の例を思ひ、頭弁経通

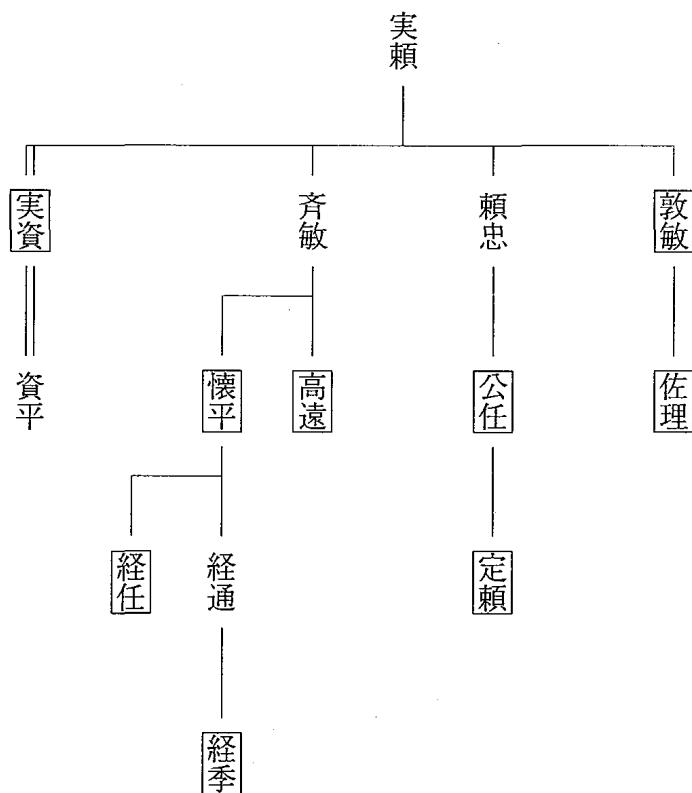
に示して云わく、兩人元服の時御冠を下すこと、已に覚うる所なり。仍りて昨日御冠を下し送るなり。あるいは云わく、昇殿者には御冠を下し給うと、者り。然れども兩人昇殿せず、彼の時猶御冠を下す、其の例はなはだよきと者り。<sup>(49)</sup>

元五年（九八一）に出生、父は懷平、祖父は齊敏であり、齊敏は康保四年（九六七）に参議になり、天延元年（九七三）<sup>(52)</sup>四十六歳、従二位で薨じているから、経通は蔭孫である。童殿上を聽される資格は持っていたと思われるのに童昇殿者ではなかつた。ただ、経通は永祚元年（九

昇殿者が元服する時天皇から下賜される御冠を、昇殿が  
聴されていなかつた経通と資平の元服の際、藏人頭だつ

た行成が、密かに御冠を送つてくれたので、今回も藏人頭経通に言つて御冠を密かに送つてもらうことになつた。元服以前の昇殿者とは、殿上童をさすことは、縷々述べてきた所である。殿上童が元服をする時天皇から御冠が下賜されることは後述するが、経通・資平と前節名簿記載事項を検討した際提示した『權記』寛弘三年十一月二十日条で列挙された童殿上の人物、高遠・実資・懷平・公任と関連人物を系図にすると以下のような図になる。線で囲つた人物は殿上童だつたことが史料から明らかに成る人物である。図中の敦敏は『西宮記』殿上童元服事例の一つに列挙されており、佐理は「三位の大貳は、故小野宮の大殿の御子なり、わらはより殿上なし」とし給ひけり<sup>(51)</sup>から、童殿上が確認できる。では、経通が殿上童でなかつたのはなぜなのだろうか。経通は、天

义



九〇) 正月七日、九歳で叙爵しており、したがつて殿上童として内裏に参入する期間がなかつたからと推定される。<sup>(53)</sup> 資平は経通の同母弟であり、実資の養子になるが、これも蔭孫であり、長徳三年(九九七)正月七日十二歳で叙爵するとき、養父実資はすでに従三位中納言である。

こうしてみると、昇殿を聽される資格を持つ童でも全員が殿上童になつたのではなく、時と場合によつたと思われる。その選択基準については今後の課題としたいが、先の行成息良経にしても、八月十一日に日給簡が付され、八月二十三日には元服しており、童殿上としての実際行動はまつたく行つておらず、元服に際して、天皇から御冠や衣服等の下賜という特權を得るために名簿が提出された、短期的殿上童であつた。これは殿上童制が「貴族子弟の見習い」だけであつた訳ではない証左になるが、具体的な任務や成立背景とも関わる点があるので、節を改めて検討したい。

### 第三節 殿上童の任務

昇殿が聽されて殿上童になると、日給簡が付され、殿上の間に伺候する事が可能になる。さらに様々な年中行事への参加が可能になる。四月の灌仏会への列席は既に

指摘したが、儀式書等によると、上野諸牧駒牽、天皇等の御賀等の儀式へは、以下に述べる童舞や算刺等の任務記載ではなく、「列立」等の参加が記載されている。さらに、『西宮記』の服装規定では、次のように規定されている。

童子、青赤色の外、元三日・十六日の間、黄衣を着す(黒半臂)。除・節会・行幸・初參(三日)・相撲召合の日は総(角)を着す(或いは総結の形は無し)(下略)。

この「童子」は、黄衣の項に、「無官品親王・孫王・綾源氏・及び良家の子孫の弱冠の者、これを着す」とある事とも勘案すると、「良家の子孫の弱冠の者」すなわち殿上童と考えて良く、したがつて、殿上童たちは元旦の節会から、行幸等でも参加し得る資格を持つていたと言うことができる。

では、儀式等に参列する以外の具体的な任務は何であったか。前掲の童殿上表に分類した行事で、一番多いのは内裏での歌合である。大変著名で史料も残存している村上天皇主催で天徳四年(九六〇)三月三十日に行なわれた清涼殿歌合における殿上童の分担をみてみる事にした  
<sup>(58)</sup>い。

右方：小舎人藤原実正、金銀花柳枝を執り玉砌の傍らに下し居う（員指なり）。次いで小舎人二人（藤原実明、三善興光、總じて三人皆青色柳襲を著すなり）、員指州浜を担ぎ、実正の前に置く：左方：小舎人藤原宣頼、紀延方等（皆赤色襲を著す）砌下において伝え取り、員指の座の前に置く。

そののち殿上童しろかねこがねのふちのおりえだをとりてかずさすべきすはまをわらは二人かきてつつきたり

殿上小舎人小庭刺算の座に著す

かすさしの殿上わらははこかねのやなきのえたをとりて

鮮やかであり、金銀で出来た洲浜を着飾った童たちが会場に設営することで華やかな彩りを添えたのであろう。前述の仁和四年頃の宇多天皇内裏菊合には、「殿上童小立君を女につくりて花に面かくさせてもたせたり」<sup>(64)</sup>とあり殿上童を女装させている。各儀式における殿上童の役割として、華やかな演出、彩りも重要な要素だったのである。

つぎに、算刺とは、員刺・員指・員差・籌刺とも書かれ、竹の矢を刺して数を数える事をいい、左右一人ずつ

おかげ、各勝ち数を計算する役である。「員指なり」と記述されている小舎人藤原実正は、翌年応和元年（九六一）九月十日、

本殿において、後院小笠原御馬を覽じ、親王及び右大臣上童である。殿上童の重要な役割は、先ず洲浜を所定

臣子小舎人実正に賜う

と史料に見える右大臣顯忠の子息である。<sup>(67)</sup> 年齢等一切不明であるが、天徳歌合の参加殿上童では父の官職が一番高いようである。参加した殿上童の名は、写本のよつて少しづつ相違しているが、比較精査した萩谷朴氏の研究<sup>(68)</sup>を参考に確実な人名を挙げると次のようになる。

算刺座の前に置くのである。右の小舎人は青色柳襲、左の小舎人は赤色柳襲を着ており、左右各組の色の対象が

左平保延・生没不明、父主殿頭時経（左方人）、祖父故從五位上定文。源時明・生没不明、父右少将

仲舒、祖父從四位下当季。藤原道隆・八歳、父正五位上少納言兼家（右方人）、祖父右大臣師輔。

藤原道隆

ことは確実であろう。金銀財宝で象られた洲浜を前に、

原景舒・生没不明、父國章、祖父參議元名。藤原時光・十三歳、父從四位下中宮亮兼通、祖父右大臣師輔。藤原為義・生没不明、父從四位下右中將

藤原為義

着飾った高位貴族の子息が、算刺を務めたのである。長

元八年（一〇三五）五月十六日に行われた、賀陽院水閣歌合でも、「小舍人平經章△二藍の指貫、赤色の細長を着す」：左方員刺小舍人平經章、右方員刺義清着座<sup>(63)</sup>、「童を召して員指となす」<sup>(70)</sup>とあり、殿上童である小舍人

藤原宣頼

が務めている

右藤原實正・生没不明、父大納言顯忠、祖父故左大臣時平。

藤原朝光

藤原實正

歌合に参列した他の殿上童たちの任務は不明であるが、

藤原元明・伝不詳。藤原保名（命）・伝不詳。藤原実明・伝不詳。三善興光・生没不明、父淨藏、祖父故參議從四位上清行。

藤原元明

藤原保名

歌合の場に華やかな彩りになつたことは間違いないであ

ろう。

ところで、算刺は、内裏での御遊的競技では不可欠の存在であり、他の場合でも殿上童が務める事が多かつた。儀式書に挙げられるのは、まず殿上賭弓である。『西宮記』殿上賭射には

籌刺着座 多くは童を用いる（後略）<sup>(71)</sup>

と注記されており、『侍中群要』には

前後判籌、籌矢を取り着座（前略）若しくは殿上官位者である。残念ながら實正の父が大納言で最高

官位者である。殿上童のうち最高年齢者がなるのか、或いは父や祖父の地位が最高位ゆえに分担するのか不明であるが、いずれ

小舎人之を用ゆ

と、殿上小舎人を用いる事を明記している。相撲節でも

同様で、応和二年（九六二）八月十六日、滝口での相撲では、「籌刺殿上小舎人」とある。どの御遊でも美しく

着飾つた童が、矢を数えている光景がうかがえる。藏人(74)などが果たす場合もあるから、成人していない童が「聖なる存在」などの象徴的記号的な意味を持ち任務を遂行したわけではなく、儀式の彩りと考へるべきであろう。

この意味では、正月踏歌後宴に、天皇が矢を射る際、「殿上小舎人御矢を取り(75)」とある殿上童の役務なども華やかで可愛い彩りであろう。

さて、もう一度殿上童表に立ち返つてみると、殿上童の役割で最も注目されるのは、童舞である。これも御遊的儀式の場合に多い。『新儀式』「天皇上皇の御算を奉賀する事」では、

音声を発して舞童進む。御厨子所御肴を供す。舞訖(76)いて、舞童に禄を給うに差あり（納言以上の子、綾紫色小樹、參議以下の子、絹紫色小樹、親王もし舞童の中にあらば、舞了わらば即ち殿上に召し、或いはその師に別に禄を給う。又或いは納言以上の子召しありて殿上に候ず……）

と童舞が詳細に記載されている。実際の算賀でも殿上童が舞つてゐる史料が多い。御賀での童舞の初見は、元慶六年（八八二）三月二十七日、陽成天皇が清涼殿で「秘

宴」を設けた、皇太后高子の四十算賀であるが、童子十八人遞出し、殿前で舞う。宴より先、二二十ばかりの日、五位以上の容兒在る者を撰び取り、左兵衛府において舞を習わしむなり。貞數親王は陵王を舞う。上下觀る者感じ涙を垂る(77)

と、五位以上の子息で容貌の良い童が撰ばれ、童舞を舞つてゐる。五位以上とは、第一節で検討したように殿上童の資格を持つ童たちが含まれる。前述したように、この時は未だ殿上童との名称は無かつたと思われるが、いわゆる貴族以上の子どもが算賀に童舞を舞つたのは九世紀までさかのばるとしてよからう。

村上美紀氏は、「一条朝までは、舞が奏された記録のある算賀が七例あるが、宴の場で舞が奏されており、そのうち五例は童舞である」とされてゐるが、一条朝までの算賀で、童舞が行われたのを列挙すると以下のようになる。寛平四年（八九二）三月十三日、宇多天皇が常寧殿において、中宮班子女王の六十算賀を行つた時、「良家総角の者に命じ舞人とな」している。延喜十六年（九一六）三月七日、醍醐天皇は、宇多法皇の五十算賀を行つてゐるが、「童親王及び五位以上の子を舞人と為す(81)」とあり、この場合も童親王と並んで記載されていること

から童としてよいであろう。いずれにしても童舞が奉じられたことは確かである。承平四年（九三四）三月二十日、朱雀天皇が皇太后穂子の五十算賀<sup>(82)</sup>を常寧殿で行つたが、二十人の童が童舞を舞つており、同年十二月九日、左大臣忠平が行つた際にも「殿上童、舞を奏する」とある。<sup>(83)</sup>承平七年（九三七）十一月十七日、陽成上皇の七十算賀が行われたが、「童舞五人」の記事が見える。<sup>(84)</sup>天徳元年（九五七）四月二十二日、女御藤原安子が父右大臣師輔の五十賀算を行ひ、天皇も列席したが、このときには「大臣嫡孫舞を奉仕 伊尹朝臣の子」とあり、<sup>(85)</sup>童舞が奏されている。先の皇太后高子の例も入れると、村上氏の指摘する一条朝以前の七例の内、六例は童舞な<sup>(補注)</sup>のである。算賀には童舞が不可欠だつたといえよう。

童舞は、他の年中行事の中でも重要な役割を果たす。前述の御遊的行事の宴で、童舞が舞われることは多い。

算刺の役目を果たす殿上賭弓でも、童舞が華やぎを添える。『侍中群要』の殿上賭弓には次のように記されている。

勝方舞を奏す、もし勝負なくんば即ち各之を奏す  
〔各方の中、少将予め本府に仰せ、件の楽を設け令  
む。或いは殿上小舎人を以て舞人と為す〕<sup>(86)</sup>

童殿上の成立と変容——王権と家と子ども（下）

この文には「式」と注記があり、十世紀中頃には勝方が奏する舞は、「殿上小舎人」が舞う規定だつた。『西宮記』や『北山抄』における舞樂については荻美津夫氏の検討があり、他の勝負舞と同様、殿上童によつて龍王（陵王）と納蘇利が舞われる規定だつた。<sup>(88)</sup>延長四年（九二六）三月六日、行われた殿上賭射では、前方は羅陵王を「小舎人平忠孝」が、後方は納蘇利を「小舎人源兼光」が舞つており、引き分けだつたのか前後とも童舞を奏している。十世紀初頭から殿上童が舞つているのが確かめられるから、殿上賭弓が始まつた頃から童舞ではなかつたかと思われる。正暦四年（九九三）三月二十九日の殿上賭弓では、前方が勝ち、摂津守為頼の子の「殿上小舎人」が龍王を舞つている。<sup>(90)</sup>實際にも「殿上小舎人」が童舞を分担している記事は多い。

他にも、童相撲<sup>(91)</sup>、御庚申<sup>(92)</sup>、外国からの賓客接待<sup>(93)</sup>、踏歌<sup>(94)</sup>、臨時樂舞<sup>(95)</sup>、行幸時等<sup>(96)</sup>、童舞は宴において極めて重要な役割を果たしている。童舞については別に詳細に検討する予定である。

童舞以外にも、殿上童は、様々な儀式に参列している。殿上賭射では矢を射り、大酒器を泉に擬して仙室を象つた山洞中に置くという趣向を凝らした御仏名では、「小

「小舎人景舒」が醴泉を施す役をしている。小舎人景舒は、<sup>(98)</sup> 参議元名の孫であり、天徳四年の歌合にも列席しており、殿上童と考へてよい。

こうしてみると、昇殿を聽された殿上童は、成人の殿上人と同じく年中行事に参列でき、身を以て未来の殿上人としての見習いをする期間であつた点は間違いない事實といえよう。では見習いだけであつたのか、章を改めて考へてみたい。

## 註

- (1) 藤原行成の家族については、黒板伸夫「藤原行成の子息たち」(古代学協会編『後期攝関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)、同『藤原行成』(吉川弘文館、一九九四年) 参照。
- (2) 「權記」長徳三年七月三十日条に「故二条右丞相(道兼)之三男、為將軍養兒也」とある。
- (3) 「權記」長徳三年七月三十日条
- (4) 「御堂閔白記」寛弘四年十一月十日条
- (5) なお、名簿作成以前に成人の名前が命名されるが、この点に関しては、前掲拙稿で詳論したので参照されたい。
- (6) 「中右記」嘉承二年四月十日条。なお嘉承一年は忠通が院と東宮に昇殿を聽されたのだが、内の昇殿は康和五年十二月九日七歳で聽されている。両度の名簿作成に関し、「故太政大臣孫」と書くか、「前閔白孫」と書くか等、

名簿記載文言について議論が為されている(『殿曆』『中右記』当該条)。

- (7) 「權記」寛弘三年十一月二十日条
- (8) 「權記」長徳三年七月三十日条
- (9) 「兵範記」久安五年十月十六日条、『本朝世紀』久安五年十月十六日条
- (10) 「台記」久安六年正月一日条
- (11) 「貞信公記」天暦二年三月二十日条
- (12) 中田薰「コムメンダチオと名簿奉呈の式」『中田薰論集II』一九三八年。中村吉治『日本封建制の源流』下、一九八四年。拙著『家成立史の研究—祖先祭祀・女・子ども』(校倉書房、一九九一年)。なお、童殿上における名簿奉呈は天皇と貴族層との人格的主従、奉仕関係において重要な要素を持つと思われるが今後の課題にしておきたい。
- (13) 目崎徳衛校訂解説『侍中群要』吉川弘文館、一九八五年
- (14) 森田悌『日本古代官司制度史研究序説』、一九七七年
- (15) 神道大系本『西宮記』。ほぼ同文が『侍中群要』卷一補頭以下事にあるがここには「式」の頭注はない。
- (16) 「權記」長徳三年七月三十日条
- (17) 注(7)、高遠、実資、懷平、公任等の童殿上の時、行為は幼少で関与していなかつたので、案文であろうか。
- (18) 「扶桑略記」醍醐天皇延喜四年三月二十六日条、尚『西宮記』臨時八もほぼ同文。
- (19) 童舞については別稿で詳細に検討する予定である。

(20) 此の場合も殿上童として以後殿上の間に伺候できる。

このことに付いては別に詳細に論じたい。

(21) 『侍中群要』第一

(22) 『侍中群要』卷一。前述の『西宮記』注(9)。

(23) 『權記』寛弘八年六月十三日条。なお、『權記』同年八月一十三日条では、六月十一日に名簿を内と東宮に献じたとある。

(24) 『權記』寛弘八年八月二十三日条。ただ、八月十一日

条では、行成は鴨院に行き、良経の元服の雜事を申し合

わせているが、良経が参内した様子は無い。

(25) 『大日本史料』第二編之七、寛弘八年八月十一日条、

『小右記』『權記』等。殿上童は成人の昇殿人と同様、代替りごとに許可がおりるが、このことは、別の機会に検討したい。

(26) 例えば、延喜十七年二月十五日敦忠の昇殿許可と内裏参入(『西宮記』臨時)、天暦二年八月十九日高光が「童殿上事」とあり、右大臣師輔は高光を引率して参内している(『九曆』)。

(27) 古瀬奈津子前掲論文

(28) 『左經記』長元八年五月四日条

(29) 『賀陽院水閣歌合』(群書類從和歌部)

(30) 萩谷朴氏は、『平安朝歌合大成』第三巻(同朋社、一九五九年)、一二三「長元八年五月十六日関白左大臣頼通歌合」で、頼通長男道房を方人する方が優勢に決まつていたから、左右を議論しあつたとされている。

(31) 『左經記』長元八年五月九日条

(32) 『賀陽院水閣歌合』(前掲本)

(33) 『栄花物語』卷三十三歌合とは異同がある

(34) 『殿暦』『中右記』康和五年十一月九日条。なお殿上童の命名については、拙稿「童殿上の成立と命名」(前近代女性史研究会二十周年記念論文集『家・社会・女性』吉川弘文館、一九九七年)で詳論したので参照してほしい。

(35) 『殿暦』康和五年十二月九日条

(36) 『中右記』康和五年十二月九日条

(37) 月奏については、縣和恵「藏人の職務としての日給と月奏」(聖心女子大学大学院機関誌『文学・史学』第六集、一九八四年)参照。

(38) 『朝野群載』卷五朝儀下

(39) 従来、例えば『国史大辞典』小舎人項には「藏人所に属して殿上の雜任に使われた者、納殿の御物を出納する役であるため御藏小舎人といい、また殿上童ともいった』(笠山晴生執筆)とされるが、御藏小舎人と殿上童は、任命仕方も待遇も違つており、殿上童は昇殿を許された童たちである。この点に関しては、本稿では紙数の都合もあり、詳細な検討は別稿を用意している。

(40) 前述のように小舎人と記載されても、昇殿を聽された殿上童と藏人所に所属する小舎人とは、出身階層も序列も任命方法も役務も相違するので、別稿で詳細に検討したいが、簡単に述べておくと、小舎人とあつても昇殿が聽された童、殿上童とも記載がある童、内裏儀式に参列した童、童舞を天皇の前で舞つた童等は、童殿上を聽された殿上童と考えられる。

- (41) 『令集解』選叙令五位以上子条、『日本思想大系3律令』(岩波書店、一九七六年)選叙令頭注、補注参照。
- (42) 『江家次第』叙位「蔭子・蔭孫次第」
- (43) 『扶桑略記』延喜四年三月二十六日条、前節参照。
- (44) 『尊卑分脈』
- (45) もつとも口頭での昇殿勅許の後、名簿が献上されたとした場合であるが、次の源時明の場合は名簿は存在したと思われる。
- (46) 『尊卑分脈』
- (47) 五位以上の子は蔭子であることは、注(41)参照。
- (48) 『平安時代史事典』殿上人項では(大津透執筆)、殿上の間に伺候する殿上人に、「名門貴族の子弟のみに認められた、元服前に宮中作法見習いの為に昇殿を許す童殿上」という待遇もあつた」とされている。
- (49) 『小右記』寛仁三年二月十六日条
- (50) 『西宮記』殿上童元服
- (51) 『重之集』
- (52) 以上『公卿補任』、楨野廣造編『平安人名辞典』参照。
- (53) 『公卿補任』、九歳での叙爵は当時としては早く、経通の元服年齢は史料的に不明であるが、元服以前の叙爵かもしれない。この時期から元服以前の叙爵が存在する事は、高橋秀樹『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年参照。
- (54) 『西宮記』恒例第三、八月駒牽。『政事要略』卷二十三、年中行事八月下。『北山抄』第一、年中要抄下、八月牽上野御馬等事。なお、他の駒牽への記載はないのに、上野

御牧のみ殿上童が列立し、勅旨牧の馬を下賜される場合もある。この点に關しては、王權と殿上童との関連を示唆する興味深い実態であり詳細に検討する必要があるが、紙数の都合もあり今日は割愛した。

(55) 『新儀式』第四。

(56) 『西宮記』臨時四、衣

(57) 『西宮記』臨時四、衣

(58) 天徳四年内裏歌合については前掲萩谷朴著作参照。

(59) 『内裏歌合』所引『殿上日記』(群書類從卷百八十一)

(60) 『内裏歌合』(同書)

(61) 『内閣文庫本内裏歌合』所引『御記』(同書)

(62) 『内裏歌合』所引『殿上日記』(同書)

(63) 『内裏歌合』(同書)

(64) 『内裏歌合』(同書)

(65) この点についても前掲萩谷朴参照。『平安時代史事典』の算刺項も萩谷朴氏執筆。

(66) 『西宮記』八月駒牽次

(67) ただし『尊卑分脈』や当時の史料には見えない。

(68) 萩谷朴前掲書第一巻参照、私見との異同もあるが、煩雑なので詳細は省いた。『尊卑分脈』等参照。

(69) 『賀陽院水閣歌合』(『群書類從』和歌部)。前述のように藤原頼通息道房も小舎人とされており、小舎人は間違いなく殿上童のことである。天喜四年四月三十日の皇后宮和歌合でも、「員指は俊家の一位中納言の子太郎(宗俊)、次郎(師兼)一人ながらひづら結ひておはす」(『栄花物語』、卷三十六)と、算刺はみづらを結った童である。

また、十二世紀成立の歌学書『袋草子』にも「内裏歌合員刺多小舍人也」とある。

(70) 〔左經記〕長元八年五月十六日条

(71) 〔西宮記〕殿上賭弓

(72) 〔侍中群要〕第九

(73) 〔西宮記〕恒例相撲

(74) 「数刺着座（多用童、持矢不取弓、承平七年三月二十八日以藏人俊為員刺、天慶七年三月十一日、大藏丞源国光、後藏人藤原仲棟天慶元年、前少將為善、後童為員外刺）（『西宮記』殿上賭弓）等他にも藏人等が務めた例は多い。」

(75) 〔西宮記〕正月踏歌後宴

(76) 〔新儀式〕第四、天皇奉賀上皇御算事

(77) 〔三代実録〕元慶六年三月二十七日条

(78) 算賀については、村上美紀「平安時代の算賀」（『寧樂史苑』第四十号、一九九五年）参照。童舞の指摘もある

が、殿上童については述べていない。

(79) 前掲注(78)、四十二頁

(80) 〔日本紀略〕寛平四年三月十一日条、〔西宮記〕臨時八

皇后御賀事。このときには童親王も舞っている。

(81) 〔日本紀略〕延喜十六年三月七日条。〔新儀式〕四臨時上、天皇奉賀上皇御算事のもある。

(82) 〔西宮記〕皇后御賀事  
(83) 〔西宮記〕皇后御賀事  
(84) 〔花鳥余情〕二十、若菜下。十一月十七日であつたことは、『一代要記』『三十六歌仙伝』伊勢、他参照。

童殿上の成立と変容——王権と家と子ども（下）

(85) 〔日本紀略〕天徳元年四月二十二日条

(86) 〔侍中群要〕卷九

(87) 前述のように、『天暦藏人式』と考えられている。

(88) 萩美津夫「平安朝音楽制度史」（吉川弘文館、一九九四年）第二章、八三一八四頁

(89) 〔西宮記〕殿上賭弓

(90) 〔小右記〕正暦四年三月二十九日条、実資と親しい藤原景斎が息子金剛丸が後方の納蘇利を舞うことになり、後方は負けたため、金剛丸は舞わなかつたようである。

(91) 〔新儀式〕童相撲事、萩美津夫前掲著書、八十一八十一  
一頁参照。

(92) 〔西宮記〕宴遊、御庚申御遊

(93) 〔扶桑略記〕延喜十九年十二月十六日条

(94) 〔河海抄〕十、玉鬘並一初音

(95) 〔西宮記〕臨時樂

(96) 〔小右記〕長和二年九月二十七日条

(97) 〔蜻蛉日記〕中巻、第三章参照

(98) 〔西宮記〕御仏名所引、村上天皇日記

(99) 〔尊卑分脈〕

(補注) 一例は、天長二年（八二五）十一月二十八日、嵯峨上皇の四十算賀例であり群臣が舞つてゐる（『類聚国史』二八）。童舞がはじまつた後はすべて童舞と言えよう。この点は別稿で詳論する予定である。

## 第三章 殿上童の意義

## 第一節 殿上童道綱

宇多朝に成立した童殿上制によつて選進された殿上童は、十世紀には賭弓や童相撲等の年中行事や歌合、御遊等に、華やかな装束を身につけ参列した。では、特定の童たちがこのような任務を果たす背景にはどのような意義があつたのだろうか。まず、貴族たちにとつての童殿上意識を探つてみる事にしたい。

天禄元年（九七〇）三月十五日、殿上賭弓が行われた。<sup>(1)</sup> 今日殿上賭弓、天皇出御す。親王以下参入、樂を奏す。兼家卿息の童舞の態已に骨法を得たり、よりて主上紅染单衣を給う。<sup>(2)</sup>

この日の賭弓では、兼家の息男童が舞つたとあるが、この息男は道綱である。十五日前後の道綱の童舞をめぐる喧噪は、道綱母が『蜻蛉日記』に活きくと描写している。

三月十日のほどに、内裏の賭弓のことありて、いみじくいとなむなり。幼き人、しりへの方にとられて出でにたり。「方勝つものならば、その方の舞もす

べし」とあれば、このごろは、よろず忘れて、このことをいそぐ。舞ならすとて、日々に樂をしののしる。（中略）十日になりぬ。今日ぞ、ここにて試樂のやうなることする。（中略）また、十二日「しりへの方人々ながら集まりて舞はすべし。ここには弓場なくて悪しかりぬべし」（中略）その日になりて、まだしきにものして、舞の装束のことなど、人いと多く集まりて、し騒ぎ、出だし立てて、また弓の事を念ずるに：（中略）内裏よりはやがて車のしりに陵王も乗せてまかでられたり。ありつるやう語り、わが面をおこしつること、上達部どものみな泣きらうたがりつることなど、かへすくも泣くく語らる。（中略）その夜も、後の二三日まで、知りと知りたる人、法師にいたるまで、「若君の御よろこびきこえにく」とおこせ言ふを聞くにも、あやしきまで嬉し。<sup>(3)</sup>

この賭弓は、『蜻蛉日記』中巻の中で、随一の華やかな明るい記事である。東三条殿が完成しても迎えてはもらえず、暗鬱な日々を送る道綱母にとつて、心弾む愛児の晴れ舞台であり、夫兼家に息子のがんばりを認めさせる機会ともなつた。道綱は、前年の安和二年（九六九）八

月十三日、円融天皇即位の日に、十五歳で童昇殿<sup>(5)</sup>が聽されていた。その道綱が、三月十五日の賭弓の後手組の射手に選ばれ、勝った場合、勝舞の童舞をも舞うことになつた。道綱は弓や舞の練習に連日精を出し、十日には、道綱母の邸宅で予行演習の「試樂」が行われ、舞師の多好茂が侍女や男連中からこぞつて衣服を与えられている。「殿は物忌なり」との連絡で兼家は来てはくれなかつたが、「をのこどもはさながら來た」もので作者も氣を良くしている。十一日には後手組が集まつて、兼家の東三条殿で舞の練習をする。その日兼家は道綱を送つて来て、作者の帳に入つてきて、舞がいかに上手かと話す。当日、道綱は射手としても的を当てることが出来、その結果負けていた後手は盛り返し、結局引き分けになつた。「まづ陵王舞ひけり。それも同じほどの童にて、わが甥なり」と、作者の甥の中清は先手組の童として陵王を舞い、後手の道綱は納蘇利<sup>(6)</sup>を舞つたのである。

道綱の舞は、『日本紀略』にも記載されるように、「骨法」に則つた出来の良い舞だつたようである。天皇からの紅衣下賜は、作者にとつても誇らしい出来事だつたのであろう。作者よりも、父兼家の歓喜に注目したい。「泣く／＼語つた」文にはもちろん文学的誇張はある

しても、手放しの喜びは、間違いあるまい。さらに、多くの人が道綱の喜びを言上した、とあるのも父母のみならず、貴族社会にとつて、童舞と天皇からの御衣の下賜が、如何に晴れがましい出来事か想像出来よう。兼家は正三位中納言四十三歳であり、兄の伊尹は右大臣、従兄弟の頼忠は権大納言、競争相手は犇めきあつていた。殿上賭弓にも当然列席していたであろう。その中の天皇からの誉め言葉と御衣の下賜、しかも童舞は列席者が納得する出来映えであつた。

ここでは、まず、殿上賭弓という天皇出御の行事に参加できること、そこで優秀な成績を上げ天皇から御衣を下賜されること、これが童にとつても、その父にとつても重要であつたと思われる。天皇からの衣服の下賜は、王權への帰属意識を強化し特權の授与であつたとされる。<sup>(7)</sup>官人以前の童段階で、居並ぶ公卿や他の殿上人の前で、天皇から特權を授与されることは、まさに天皇の權威を背景にした貴族社会での地位の上昇・安定化であり、将来の朝廷内での転昇を約束するであろう。

こう考えると、長保三年（一〇〇一）十月九日、天皇行幸のもとで行われた東三条院の四十算賀の時、龍王は嫡妻腹頼通が、納蘇利は次妻腹頼宗が舞つたが、頼宗の

納蘇利は「極めて優妙なり。主上感ぜしめ給うの氣有り、上下感嘆し、涙を拭う者衆」かつたため、天皇が頼宗の舞師多吉（好）<sup>(8)</sup>茂に榮爵を与えたことに対し、道長が「忿怒」した事の意味も容易に推察し得よう。実資は、

龍王は兄なり、既に愛子にして、中宮の弟、当腹の長子なり。納蘇利は外腹の子、その愛猶浅し、今、納蘇利の師賞せらる。よりて忿怨するところと云々<sup>(9)</sup>と伝聞を伝えてくれているが、道長にとつて、嫡妻長子と次妻腹男とが同時に天皇や殿上人の前で舞つた時、実質的な舞の出来如何ではなく、道長の直接的後継者である嫡妻長子が、權威と榮誉を披露されなければ成らなかつたのである。ゆえにこそ、嫡妻長子頼通が七歳で内童殿上がこの算賀頃であり、東宮への童殿上は十三歳でやつと聽されたのである。嫡妻腹と次妻腹の子どもの待遇の相違も、家筋成立過程における歴史の一過程であつた。

ところで、先の道綱は、同年七月末、相撲召合に参加している。

おほやけに相撲のころなり。幼き人まるらまほしげに思ひたれば、装束かせて出だし立つ。「まづ殿へ」

とてものしたりければ、車の後に乗せて、暮には、こなたざまにものし給ふべき人の、さるべきに申しつけて、我はあなたざまにと聞くにも、ましてあさまし。<sup>(11)</sup>

相撲節会に参加出来たのは、殿上童だつたからである。

父兼家と同車して参内することにも、父の官職等威勢の繼承という意義も込められているのであろうか。ただし、帰りは同じ方向に帰宅する人の車に道綱を託し、翌日も、「昨日の」と、まいるままに、「えしらで」、父兼家はあまりかまつてくれず、帰りは藏人所の雜色に送り届けさせている。既に夫婦の仲は大きく亀裂が入つており、道綱を作者の家まで直接送り届けてくれなかつた。作者のほのかな期待は裏切られ、いっぽう、道綱は父母の仲を再確認し悄然としている。しかし、帰参ではなく、参内の際に同車することこそ意義があつたのではないだろうか。

天皇の出席のもと、全官人が参列していた古代的儀礼構造を象徴する相撲節会は、十世紀以降、天皇と王卿を観覧者とし、近衛府が相撲人を率いて奉仕する行事へと変容するとされる。<sup>(12)</sup>公卿や殿上人たち貴族が特権的に朝廷儀礼に参列するのである。かかる特権的朝廷儀礼の場へ、童段階で参列出来ることこそ特権的童を示すのも

と考えられ、父の政治的威勢を伴い参内することにも早期からの特権付与が見て取れる。

いづれにしても、道綱の童舞や相撲節会への参列等から、殿上童が、王権の権威を背景に、祖父や父の政治的威勢をより早く身につけ、成人後の上昇を確実にすることに大きな意義が推察されるのである。嫡妻腹と次妻腹の子どもの昇進に差別が始まっていても、同腹の場合、長子が優位であつても、兄弟はさほど序列の差はなかつた。ゆえにこそ、祖父→父→子への家筋を確實にし、家格を作り上げていくこの時期、童からの王権への接近は、家の確立過程の一時期にとつて極めて重要だつたと思われる。

## 第二節 殿上童の元服

殿上の間に昇殿を聽される殿上童の意義を考察するとき、最も興味深いのは、元服儀である。殿上童の元服が儀式書に登場するのは、第一章でも指摘したように、「新儀式」である。天皇元服の際には、「殿上小舎人等、同じく加冠者あり」と規定され<sup>(13)</sup>、これは『西宮記』でも、「殿上童便所において元服を加え、御前に召し、祿を給う（黄袞一條、公卿子孫は御衣）<sup>(14)</sup>」とされている。この

「便所」とは、承平七年（九三七）正月四日に挙行された朱雀天皇元服儀において、「殿上童子等に仰せ、各々禁中便所に在り、元服を加えしむ、合わせて六人なり。夜に入り、御前に召し、祿を給うこと差あり（公卿息二人御衣、其の外、黄袞一條<sup>(15)</sup>）」とみえ、「禁中」すなわち内裏の空間である。天皇元服と同時に、内裏で元服し、成人となつた天皇に召され、祿を賜り、最高礼の「拝舞」<sup>(16)</sup>を行うのである。天皇と同日の成人儀、天皇との対面は、当然ながら今後の昇進にとつてじつに有利な位置を占めよう。残念ながら天皇と同日元服を果たした童の名前は不明であるが、朱雀天皇の時は六人、円融天皇元服の際は四人<sup>(18)</sup>、後一条天皇は一人と殿上童の存在が史料から確かめられる。

さらに、『新儀式』には、以下の規定がある。

### 殿上小舎人元服を加える事

殿上童に元服を加うるは、孫廂の南第一間に菅円座を鋪き座となす。侍臣一人を召し、其の理髪となし、事おわれば退下す。装束を改め換え、仙華門より庭中に参入し、拝舞し退出す（雨湿は仁寿殿西砌下において拝舞）南長橋下において召し還し、祿を賜う。更に庭中に到り拝舞し退出す。（中略）又、

私第において元服を加え参入の時は、拝舞禄を賜うこと、これに同じ（後略）<sup>(20)</sup>

殿上童は、内裏の清涼殿の孫廂で元服を挙行でき、天皇の侍臣が理髪の役を行い、元服儀が終了すると、成人装束で天皇と対面し、禄を賜り、拝舞を行うことになつており、天皇御前での元服儀である。私第で元服を行つた場合も、殿上童は参内し同様な処遇を受ける。『西宮記』では、「私家に於て元服儀を加え参入の時（禄拝舞）、御前に召し参上す」と明記されており、同様な特権であった。実際には清涼殿での元服儀のみならず、天皇が引入の役を担つた藤原仲平元服の例、加冠役を行つた公任元服の例等がある。

さらに、第二章で述べたように、十一世紀初頭には「昇殿者には御冠を下し給う」慣例が成立していたが、私第での元服に際しては、天皇から冠の下賜が行われるようになる。これは、清涼殿や内裏便所での元服の際、天皇から冠が下賜される慣行を背景に成立したのではないかと推察されるが、儀式書にはない。元服における天皇からの御冠下賜については、拙稿で検討したが、本稿に関連する史料を再論すると、まず、私第元服儀での御冠下賜は、天暦六年（九五二）十二月二十八日、源高明

息元服儀に「右相（藤原師輔）内裏に奏し、御冠を下」した記事が管見では初見である。以後、寛弘八年（一二一）八月二十三日、行成の息良経元服に際し「小舎人秋成、御冠を持ち来向す（先日頭弁に示す也）。例により疋絹を給う」例等が見える。

なお、この天皇からの御冠下賜で興味深いのは、天皇からの御冠下賜を望めない中下級貴族は、摂関や公卿層等、各自が奉仕する主人から元服に着用する冠を貰う慣例が出来ていることである。たとえば、長和元年（一〇一二）十二月二十五日、藤原斉信養子、源俊賢子、源経房子、藤原兼隆子の四人が元服したが、道長は四人の親から「笏と冠」を乞われたので、「朝服一襲、冠等各送」、経房子だけは元服叙爵されておらず無位の黄衣が、外は五位の朝服が冠に添えられている。<sup>(30)</sup> 殿上童ではないので天皇から冠をもらはず、臣下の統括者としての道長にそれを所望しているのである。さらに、長和二年（一〇一三）正月二十六日、高遠男で実資の養子になつている資高が実資第で元服をしたが、冠は「予の冠なり」<sup>(31)</sup> とある。ではこの天皇からの御冠下賜は、元服者たち、あるいは親達にとつてどの様な意義があつたのであろうか。前掲のように、童昇殿を聽されていなかつた実資養子資基

の元服には、藏人頭経通によつて密々御冠が送られていた。<sup>(32)</sup>長保二年（一〇〇〇）十二月十三日、行成宅で行われた従兄弟成房舍弟薬壽の密々の加冠でも「左府に申し、御冠を此の料に充て」<sup>(33)</sup>ている。長久二年（一〇四一）二月二十日には、伊勢斎宮から斎宮乳母子が上京し、藏人頭資房宅で元服したが、「冠は内の御冠を下し申すなり」とあり、しかも頼兼が伴つて「密々参内し了りぬ。内々に三位曹司辺りに到り、主上密々御覽すべきなりと云々」<sup>(34)</sup>とあり、後朱雀天皇は所生の斎宮良子内親王の乳母子の元服姿に対面している。斎宮乳母子クラスにとつてはなおのこと天皇からの御冠下賜と対面は大きな意義があつたのであろう。ところで、『今昔物語集』二十八巻第四十三話には、大納言道綱の家人内藤が、ネズミに囁かれた鳥帽子の替わりにと主道綱から貰つた冠を同僚達の前で、「寺冠・社冠ノ得テセムヤハ、一ノ大納言ノ御旧鳥帽子ヲコソハ、給ハリテセメ」と自慢した話が載つてゐる。主からの冠を頭に着けることを誇る心性が見て取れよう。主からの命名と同時に冠の下賜はまさに主従関係強化や主との可視的関係の表示として認識され始めていたのである。元服儀にとつて重要な象徴的モノとしての冠を媒介に重層的な主従関係が見て取れるので

ある。この歴史的発展の上に中世の擬制的鳥帽子親子関係を媒介にした主従関係の強化が確立するのであろう。

私第で元服する殿上童は、初めて着る成人衣服を身に纏い、参内し、天皇との対面を行う。御前に召されると天皇から祿が下賜されるが、これもまた、殿上童にとつて貴重なモノであった。承平五年（九三五）十二月一日、源重信十四歳は、「御前に召し御衣一襲を給う〈青色〉」<sup>(35)</sup>と、天皇から御衣を下賜され、関白兼通の息用公も、元服後参内し、御衣を賜つてゐる。七歳で童殿上を聴された頼通も、長保五年（一〇〇三）二月二十日、枇杷殿で元服した後参内し天皇に慶賀を申し、御衣を下賜されてゐる。<sup>(36)</sup>摂関家の嫡妻長子にとつても天皇との対面は、王権との人格的主従関係を可視的に表象する貴重なパフォーマンスであり、御衣の下賜は象徴的モノであつた。

#### 註

(1) 殿上賭弓については大日方克己『古代國家と年中行事』（吉川弘文館、一九九三年）参照。

(2) 『日本紀略』天禄元年三月十五日条

(3) 上村悦子『蜻蛉日記』（中）（講談社学術文庫、一九七八年）

(4) 注(3)解説。岡一男『道綱母』有精堂、一九七〇年参

照。

- (5) 「公卿補任」道綱尻付、永延元年条。
- (6) 道綱が何を舞つたかは記述されていないが、第二章第三節でも検討したように、陵王と納蘇利が賭弓等の番舞であつた。
- (7) 梅村喬「饗宴と禄一かづけものの考察」(『歴史評論』四二九号、一九八六年)。
- (8) 多好茂については、荻美津夫前掲著書第四章参照。当時の舞の第一人者であつた。
- (9) 以上『小右記』長保三年十月九日条。
- (10) 序章参照。『權記』長徳四年十一月十九日条。『御堂関白記』寛弘元年七月二十九日条。
- (11) 『蜻蛉日記』中巻
- (12) 大日方克己前掲著書
- (13) 『新儀式』卷四。
- (14) 『西宮記』天皇元服。
- (15) 『承平記』(『北山抄』四、拾遺雜抄下、天皇加元服儀)
- (16) 『西宮記』天皇元服勸物
- (17) 『新儀式』卷四では「三四人許」とあるが、前掲の「承平記」には六人である。
- (18) 『日本紀略』天禄三年正月三日条。
- (19) 『左經記』寛仁二年正月三日条、ただし『小右記』同日条では「今度依無殿上童、不加元服」とあるが、『西宮記』臨時七、天皇元服にも「寛仁一人」とあるので、一人いた可能性を取つた。
- (20) 『新儀式』卷五。
- (21) 『西宮記』殿上童元服、『侍中群要』第八「凡殿上童加元服」もほぼ同様な規定である。
- (22) 注(21)『西宮記』
- (23) 『西宮記』殿上童元服、寛平二年二月十三日条
- (24) 『扶桑略記』天元三年一月二十五日条、公任が殿上童であつたのは、『權記』寛弘三年十一月二十二日条参照。
- (25) 『小右記』寛仁三年二月十六日条
- (26) 『江家次第』第二十、一人若君元服事では、「自内裏遣御冠」とあり、攝閥家の元服のみに限定されている。
- (27) 拙稿「転換期における王権と國家」『歴史学研究』大会特集五八六号、のち前掲拙著所収。
- (28) 『天曆六年御元服記』
- (29) 『權記』寛弘八年八月二十三日条
- (30) 『御堂関日記』長和元年十二月二十五日条
- (31) 『小右記』長和二年正月二十六日条
- (32) 『小右記』寛仁三年二月十六日条
- (33) 『權記』長保二年十二月十三日条、成房と薬壽は、行成の叔父義懷の子ども達であるが、義懷は花山天皇讓位に伴い出家しており、行成が従兄弟として何かと面倒をみている。成房は少将であり、薬壽は童殿上が聽されていない。なお、この場合「御冠」とあり、内からの冠である。
- (34) 『春記』長久二年二月二十日条。乳母子時房が元服後「加冠おわり前庭で挙手す。是は若しくは父子の義か。彼の母此の旨を存じる。但し実子に非ず、実は是上毛野成経の子なり」とあるところからして、斎宮乳母が資房と男

女関係があつたのであるう。しかし、実子ではなかつた事が強調されている。

(35) 『西宮記』殿上童元服。ここで勘物であり、源重信が殿上童だったことが推察される。

(36) 『親信卿記』天延二年十一月十一日条。  
(37) 『日本紀略』長保五年三月二十日条。

## 終章

九世紀から十一世紀中頃までを主たる対象に、昇殿が許される童、すなわち童殿上制の成立と役割、さらに意義等を考察してきたが、まずはまとめてみる。

①九世紀以降天皇の周辺には、元服以前の童が侍奉していたが、彼らは、天皇やキサキたちの親族、あるいは文人の子弟たちであり、親たちは五位クラスの中級官僚が多くつた。

②宇多朝に侍臣の再編としての昇殿制が整備され成立したのに対応して、従来から天皇に侍奉していた童を再編・制度化した童殿上制も成立したと見られ、以後は蔭孫と四位以上子に限定されるようになる。いわば子ども達の貴族化が成立したのである。

③殿上童の手続きは、まず童への昇殿許可が口頭で知ら

さると、名簿が作成され、藏人を通じて天皇に奏上される。名簿奉呈である。正式に天皇の許可が下りると、宣旨が作成され、童殿上装束を調べた童は参内し、天皇と対面し、童の名前が日給簡に付される。童からの名簿奉呈は王権との主従関係を強化する。

④殿上童は、朝廷で行われる年中行事への参加が聽され、しかも算刺、童舞等儀式にとつて華やかさを添える任務が課されていた。

⑤童殿上制は、童たちの見習的教育的要素のみならず、天皇や殿上人列席のもと開催される儀式において童舞等の任務を果たすことと、父や祖父の政治的威勢を誇示し継承する示威行動であり、天皇からの御衣等の下賜は、王権への帰属意識を強化するとともに特権の付与であり、主従関係の確認・強化であった。これが殿上童の元服における御冠下賜にもうかがえた。

すなわち九世紀末にはじまる殿上童制は、四位以上の貴族階層の子どもたちが、天皇と同じ空間を共有でき、しかも御衣や御冠下賜等を通して、王権への帰属意識を強化されることで、祖父→父→子と継承される身分的特権を早期から取得し、誇示するためのものであり、家筋ランの強化・安定化と対応している。十世紀から十一世

紀中葉、いわゆる王朝社会はまさに殿上童たちの時代であつた。家格の上昇と定着にとつて童期の朝廷出仕は大きな意義をもつたのである。だからこそ、家格がほぼ相対的に固定化した院政期になると、もはや童殿上は意義を失い、ゆえにこそ摂関子弟のみに儀礼的象徴的に残存するのみになるのであろう。貴族宫廷社会の変化が子どもに、より端的に表象されるのである。

以上、たいへん大まかに童殿上制について史料分析をくわえてきた。ただし、小舎人・御藏小舎人と殿上童・殿上小舎人との相違、童舞については別稿を用意しており、また、仁和四年段階で十人と人数制限された殿上童の実態はどうであつたのか、昇殿が聽される童の人数の変化は如何なるものであつたのか、天皇と東宮のみならず、院や女院にも大人の昇殿人と同様に童殿上が決められるがその実態等、遺された課題は多いが、今後のさらなる分析を加えたい。

さらに、院政期になると、七歳で昇殿が聽され、名簿を奉呈する儀式は、摂関やそれに準ずる童のみになり、他は算賀等で天皇御前で童舞を行う童が聽され殿上童になるようになります。院政期以降の殿上童の考察も今後の課題である。

(追記) 本稿は、一九九五年度文学部非常勤講師として、日本史特殊講義を行つた際の一部を活字化したものである。五十余人の受講生からは、諸々の質問や批判をいたしました。その成果が本稿の随所にいかされている。受講生に感謝する次第である。